



## 18年度基本要書提出

# 超過勤務の具体的な解消策を！

## 臨時・非常勤教職員の賃金・労働条件の抜本的改善を！



きょうと教組は、6月1日（金）に京都市教育委員会在田教育長宛の、6月7日（木）には京都府教育委員会橋本教育長宛の18年度の基本要書を提出しました。提出にあたって小鍛治委員長は、「子どもたちの貧困と格差の拡大はますます深刻化し、学校や家庭、地域に居場所を見つけることも、自己肯定感を持つこともできず、将来への不安に苛まれている子どもたちが依然として増加している。すべての子どもたちに機会均等を保障するという義務教育制度の根幹さえ揺らいでいる、という厳しい状況の中、その解決に向けて、教職員定数増、学級編成基準の改善、人権教育の推進をはじめとする教育条件整備を充実拡大することが、緊急の課題だ。昨年貴教育委員会が実施した公立学校教員勤務実態調査も明らかにしているように、私たち現場教職員の超過かつ困難な勤務実態は、一向に改善されていない。私たちは子ども中心の教育を実践したいと願い、一方で教職員自らのから

だところを大切にしたい、安心して働ける職場づくりをしなければならないと考えている。」と現場の実情を訴えました。対応した府教委西村管理部長からは、「今後の交渉において皆さん方のご意見を十分伺った上で議論させていただきたい」という旨の答えがありました。

以下、当日提出された要求書の概略を掲載します。なお、詳細は別紙プリントをご覧ください。あわせて、今後の交渉に組合員のみなさんの参加をお願いし、生の声を行政に届けていきたいと考えています。

\*府教委交渉（日時、場所は後日連絡します）、市教委交渉（6/20/水 18時）に参加いただける方は職免申請をするので書記局までご連絡下さい。

### 【主な項目】

- 再任用教職員の給与水準を抜本的に改善すること。あわせて60歳をこえる臨時採用教職員の給与水準についても改善すること。
- 臨時・非常勤教職員について、「同一価値労働・同一賃金」の原則に基づき労働条件を抜本的に改善すること。また継続任用を原則とする措置をとること。
- 臨時任用教職員の待遇を本採用者に準じて改善し、2級格付けの条件緩和をはじめ、昇給・昇級期間の短縮などを図ること。非常勤講師等の賃金単価を引き上げ、各種手当を完全支給すること。
- 事務職員の配置基準について、現場の仕事量に見合うよう改善すること。
- 教職調整額を廃止し、時間外勤務手当を教員にも支給すること。
- 教職員の慢性的な超過勤務を解消すること。2017年に厚労省が定めた「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を遵守すること。
- 36協定締結に関する通知等を校長に対し発出し、違法状態を解消すること。
- 小学校英語の導入に際して、教職員の持ち時間増とならないようにすること。
- 改正された地方自治法、地方公務員法の2020年施行に向けて、臨時・非常勤教職員について雇用の安定と賃金・労働条件の抜本的改善をはかること。
- 現業職員について教職員としての身分を確立すること。現業職員および学校施設管理職員の職務内容については引き続き点検し、必要に応じてきょうと教組と協議すること。（府教委）
- ヘイトスピーチ規制法の施行もふまえ、「外国人教育」をより一層充実させるための施策、措置を継続すること。在日韓国・朝鮮人、渡日外国人などの子どもに対して民族的自覚をつちかう教育、進路保障の充実をはかること。
- 障害者差別解消法の施行もふまえ、インクルーシブ教育を推進し、障害の有無にかかわらず地域でともに学ぶことができるよう全ての場で合理的配慮等の条件整備を進めること。現行の学級・学校編成の形を前提として「合理的配慮」を整備するのではなく「誰もが差別なく、ともに生きる」ことのできる新しい学校・教育制度のあり方を「障害」